

使 用 前 確 認 証

原規規発第 2301233 号

九州電力株式会社

代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘 殿

令和2年8月27日付け原発本第157号（令和3年7月13日付け原発本第65号、令和4年1月13日付け原発本第184号、令和4年3月30日付け原発本第240号及び令和4年10月18日付け原発本第108号をもって変更の内容を説明する書類の提出）をもって申請がありました発電用原子炉施設については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の11第3項の規定に基づき確認したので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第21条の規定に基づき、確認証を交付します。

令和5年 7月 2日

原子力規制委員会

